

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドライン

今般、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4の規定に基づく技術的助言として、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドライン」を取りまとめたので、法の円滑かつ適正な運用に当たっての参考とされたい。

第1 農業と導入産業との均衡ある発展

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号。以下「法」という。)第1条及び農村地域への産業の導入に関する基本方針(平成29年8月25日付け官庁報告。以下「基本方針」という。)1(2)アにおける農業と導入産業との均衡ある発展とは、農業側において、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により優良農地が確保され、農業従事者(その家族を含む。以下同じ。)の導入産業への安定した就業とともに担い手への農地の集積・集約化等が図られることにより、また、導入産業側において、地域の農業者の雇用により導入産業が労働力を確保し、安定した産業活動の展開が可能となることにより、農業と導入産業がそれぞれ発展することをいう。また、例えば、ICT関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業等の農業を支援する機能を有する産業が、基本方針3(2)に記載されているように地域の農業と相互に補完し合いながら、そのいずれもが発展することも、農業と導入産業との均衡ある発展の一形態である。

第2 農村地域の要件

本法における「農村地域」とは、市町村の区域を単位とし、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)に規定する農業振興地域及びその予定地域を含む市町村、山村振興法(昭和40年法律第64号)に規定する振興山村を含む市町村及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)に規定する過疎地域に該当する市町村の区域をいうこととされている。ただし、次に掲げる区域は農村地域に含まれないこととされている(法第2条及び農村地域への産業の導入の促進等に関する法律施行令(昭和46年政令第280号。以下「令」という。)第3条第1項)。

- ① 首都圏整備法(昭和31年法律第83号)に基づく首都圏にあっては、同法の既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域を含む市町村の区域
- ② 近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)に基づく近畿圏にあっては、同法の既成都市区域又は近郊整備区域を含む市町村の区域
- ③ 中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)に基づく中部圏にあっては、同法の都市

整備区域を含む市町村の区域

④ 人口が20万以上の市の区域

⑤ 人口が10万以上20万未満の市のうち、公表された最近の国勢調査と当該国勢調査が行われた年前の直近の国勢調査の結果により算出したその市の人口増加率が全国平均の人口増加率を超えるものの区域

一方で、法第2条各号のいづれかに該当する人口が10万以上である合併市（平成13年1月1日以後に行われた市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の一部を編入した市をいう。）の区域であって、①から③までに該当しないものが、合併後において④又は⑤に該当する場合であっても、合併前の旧市町村の区域（平成12年12月31日における市町村の区域をいう。）が④及び⑤に該当しない場合には、当該旧市町村の区域は農村地域に含まれる（令第3条第2項）。

市町村の区域を本法における農村地域として取り扱う上では、市町村が実施計画を策定する時点で農村地域に該当している必要がある。なお、実施計画の策定後にその対象区域が農村地域の条件を満たさなくなったとしても、当該実施計画は有効である。

第3 基本計画

都道府県が基本計画を作成又は変更するときは、以下の要領でこれを行うことが望ましい。

1 基本計画の記載事項

基本計画は、基本方針に即するものでなければならないこととされている（法第4条第4項）。このため、基本計画の記載事項については、以下に留意しながら、地域の特性を活かし、その実情に応じた内容を記載することが望ましい。

なお、都道府県内を複数の区域に分けて記載することが適切な場合には、その区域別に記載することが望ましい。

（1）農村地域への産業の導入の目標（法第4条第2項第1号）

基本方針1における「農村地域への産業の導入の目標」に即し、農業と導入産業との均衡ある発展を図るため、市町村が実施計画において定める導入すべき産業の業種（以下「導入業種」という。）の選定の考え方を記載する。また、産業導入地区の区域の設定が各種の土地利用計画との調整の上で行われるとともに、過去に造成された工業団地等の活用が優先されるよう、産業導入地区の区域の設定又は見直しの考え方を記載する。さらに、産業の導入の目標についての配慮事項を記載する。

なお、記載に当たっては、地域の実情を踏まえたものとするため、農村地域の産業、雇用等に関する課題に言及しつつ記載するとともに、以下の項目に留意して記載する。

① 導入業種の選定の考え方

基本方針1（2）及び第1に即して記載すること。なお、基本方針1（2）の詳細な考え方は、次のとおりである。

ア 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること。

基本方針1（2）アの「地域の農業者の安定した就業機会が確保」されることは、就業機会の創出に当たって、産業導入地区における安定的な就業機会及び雇用の質が確保されることをいう。したがって、例えば、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業等は望ましくない。また、就業機会が創出されるとても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は望ましくない。

また、「農業と導入産業との均衡ある発展」には、第1の内容に加え、より生産性の高い産業部門へと労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を行う雇用構造の高度化に資することも含まれる。

イ 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること。

基本方針1（2）イの「地域の実情を踏まえるとともに、地域社会との調和が図られるよう配慮して業種を選定する」とは、市町村が実施計画において具体的な導入業種を選定するに当たっては、地域の就業構造、ニーズ等を踏まえること、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮することが必要であることをいう。

したがって、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる業種の導入が望ましい。

ウ 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること。

基本方針1（2）ウの「公害のおそれのない業種を選定するなど、環境保全に配慮する」とは、導入業種について、周辺地域における他の産業や住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられる場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて当該導入業種を判断することをいう。この場合には、当該導入業種が地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要が生じたときは、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意することが望ましい。

エ 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること。

基本方針1（2）エの「地域資源を活用した産業」とは、基本方針3（2）にも記載されているように、地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、その

いずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業をいう。例えば、ICT関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業、農産物加工施設、地域農産物等を提供する農産物販売所、農家レストラン、農泊施設、ワイナリー等は、特に望ましい。また、木質バイオマス発電をはじめとした地域資源バイオマスを活用した産業も、これに含まれる。

オ 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること。

基本方針1（2）オの「導入の対象となる「産業」には農業も含まれる」とは、法においては、産業が立地するときは施設を整備することが想定されていること（法第4条第2項第4号及び第5条第2項第5号）から、例えば水田地帯に畑作を導入する場合等は対象とならず、農業用施設における農業が導入業種の対象となることをいう。

② 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方については、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等を図るため、農業構造の改善を図ろうとする地域、その理由等を記載する。また、基本方針の1（3）に即し、各種の土地利用計画との調整方針、過去に造成された工業団地等の活用の考え方、立地ニーズや事業の見通しの考え方等を記載する。

③ 配慮事項

配慮事項については、基本方針1（4）及び（5）に即し、導入企業及び既存企業との交流の促進又は労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入の考え方等を記載する。

（2）農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標（法第4条第2項第2号）

基本方針の2「農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標」に即し、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者の安定した就業機会の確保を図るため、導入産業への農業従事者の就業の考え方及び配慮事項を記載する。考え方の記載に当たっては、就業を促す農業従事者の特徴等を記載する。また、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者の労働力を重点的に導入産業に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図ることを明確化する。

（3）農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標（法第4条第2項第3号）

基本方針の3「農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標」に即し、農村地域等における諸条件、需要の動向及び地域の特性に応じた農業生産の方向等を考慮し、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）等で示された政策の方向に即し、農業構造の改善を図るよう努めるため、農業構造の改善の考え方及び配慮事項を記載する。記載に当たっては、担い手への農地の集積・集約化を進める中で農村地域における産業導入促進が農業構造の改善を阻害しないことを明確化する。

（4）農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針（法第4条第2項第4号）

産業の導入は、基本方針の1「農村地域への産業の導入の目標」に即し、合理的な土地利用を図ることを旨として、今後とも農用地等としての土地利用を図ることが適当である優良農地等の保全及び周辺農地への影響を考慮しつつ、適正かつ円滑に行われなければならない。このため、特に基本方針の1（3）の記載事項に即し、地域の実情を踏まえ、施設用地と農用地等との利用の調整方針及び都市計画担当部局等の関係部局との調整手続を記載する。

なお、基本方針の1（3）才中「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、都道府県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれる。また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地も「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」に含まれる。優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、こうした農用地を把握することができるよう、基本計画の立案部局は都道府県の農政部局と密接に調整をすることが望ましい。

（5）農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項（法第4条第3項第1号）

基本方針の4（1）「施設の整備等」に即し、地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業の導入を促進するために、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案した上で、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めることや、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域における技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めることについて、考え方及び配慮事項を記載する。

(6) 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項（法第4条第3項第2号）

基本方針の4（2）「職業紹介の充実等」に即し、導入される産業に農業従事者が円滑に就業することを促進するため、雇用情報の収集及び提供、職業紹介等の充実、職業能力開発の推進等を行う上での考え方及び配慮事項を記載する。

(7) 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項（法第4条第3項第3号）

基本方針の4（3）「農業構造の改善」に即し、農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を図るため、担い手の育成及び確保並びに農業生産基盤及び農業用施設の整備を行う上での考え方及び配慮事項を記載する。

(8) その他必要な事項（法第4条第3項第4号）

基本方針の5「その他農村地域への産業の導入に関する重要事項」に即し、次の事項を記載することが想定される。

① 環境の保全等

交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害（交通公害を含む。）の防止に配慮すること等環境の保全等に関する事項について記載する。

② 農村地域の活力の維持増進への配慮

③ 過疎地域等への配慮

④ 農業団体等の参画

⑤ 関係部局間の十分な連携等

⑥ 企業への情報提供等

⑦ 遊休地解消に向けた取組

定期的に遊休地の把握を行い、遊休地が存在する場合には、その土地を優先して活用するための方針を記載する。

⑧ 撤退時のルールについて

基本方針の5（8）「撤退時のルールについて」に即し、立地企業が撤退した後の跡地の有効活用が可能となるよう、第4の1（9）①の内容を踏まえ、撤退する企業が可能な限り早期に市町村に報告する等の撤退時のルールについて記載する。

⑨ 実施計画のフォローアップ体制の確保

基本方針の5（9）「実施計画のフォローアップ体制の確保」に即し、第4の1（9）②の内容を踏まえ、実施計画のフォローアップ体制の確保について記載する。

2 他の計画との調和

基本計画は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、都市計画等との調和が保たれたものでなければならないこととされている（法第4条第4項）ことから、基本計画の立案部局は、基本計画を作成するときは、これらの計画等の関係部局とあらかじめ十分調整を行う。また、都道府県における総合的な開発計画、農業振興に関する計画、地域の振興に関する計画等とも調和が保たれたものであることが望ましいことから、基本計画の立案部局は、基本計画を作成するときは、これらの計画等の関係部局とあらかじめ十分調整を行うことが望ましい。特に、1(4)の事項の記載に当たっては、各都府県及び各市町村の農業振興地域制度及び農地転用許可制度の担当部局及び機関に確認を行うことが望ましい。また、北海道の区域に係る基本計画については、北海道の農業振興地域制度及び農地転用許可制度の担当部局及び機関に確認を行うとともに、北海道総合開発計画との調整については、北海道開発局との調整を行うことが望ましい。

3 基本計画に係る協議

都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣に協議し、同意を得なければならないこととされており、主務大臣は、当該同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議することとされている（法第4条第5項）。都道府県の法の担当部局は、協議を行うときは次の点に留意する。

(1) 都府県が主務大臣に協議を行う場合

- ① 都府県は、基本計画の案を農林水産大臣に対しては地方農政局長を経由して、経済産業大臣に対しては経済産業局長を経由して、厚生労働大臣に対しては都府県労働局長を経由して電子媒体で提出する。なお、その他の国の行政機関の地方支分部局とも必要に応じ連絡調整を行うことが望ましい。
また、基本計画の案の様式は、日本産業規格A列4番とする。
- ② 地方農政局長、経済産業局長及び都府県労働局長は、都府県から提出された基本計画の案について、それぞれの局内において関係部課に十分協議検討を行わせる。
- ③ 地方農政局長、経済産業局長及び都府県労働局長は、それぞれの局内において検討した事項について、可能な限り、合同して協議検討し、統一した意見を取りまとめる。
- ④ 地方農政局長、経済産業局長及び都府県労働局長は、統一した意見を踏まえ、関係都府県に対して必要な助言を行う。
- ⑤ 都府県は、助言を踏まえて基本計画の案につき必要な修正を加え、修正後の基本計画の案を①の方法で再度提出することが望ましい。

- ⑥ 地方農政局長、経済産業局長及び都府県労働局長は、管内の各都府県から提出された基本計画の案を農林水産大臣、経済産業大臣及び厚生労働大臣に対して電子媒体で提出する。
- ⑦ ③又は④に関し、地方農政局長、経済産業局長及び都府県労働局長が都府県からの事情聴取等を行う場合は、可能な限り共同して行う。
- ⑧ 農村振興局長、経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ長及び厚生労働省職業安定局長は、提出された基本計画の案について確認を行うとともに、必要に応じて地方農政局長、経済産業局長及び都府県労働局長並びに当該都府県から事情を聴取する等の措置を行う。
- ⑨ 関係行政機関の長との協議を了し、主務大臣の同意が得られた基本計画の案については、農林水産大臣、経済産業大臣及び厚生労働大臣の連名により各都府県知事に対して同意する旨を通知するとともに、同意を行った旨を地方農政局長、経済産業局長及び都府県労働局長に対して通知する。

(2) 北海道が主務大臣に協議を行う場合

- ① 北海道は、基本計画の案を農林水産大臣に対しては直接、経済産業大臣に対しては北海道経済産業局長を経由して、厚生労働大臣に対しては北海道労働局長を経由して、電子媒体で提出する。なお、その他の国の行政機関の地方支分部局とも必要に応じ連絡調整を行うことが望ましい。また、基本計画の案の様式は、都府県の場合に準ずる。
- ② 農村振興局長、北海道経済産業局長及び北海道労働局長は、北海道から提出された基本計画の案について、それぞれの局内等において関係部課に十分協議検討を行わせる。
- ③ 農村振興局長、北海道経済産業局長及び北海道労働局長は、それぞれの局内等において検討した事項について、可能な限り、合同して協議検討し、統一した意見を取りまとめる。
- ④ 農村振興局長、北海道経済産業局長及び北海道労働局長は、統一した意見を踏まえ、北海道に対して必要な助言を行う。
- ⑤ 北海道は、助言を踏まえて基本計画の案につき必要な修正を加え、修正後の基本計画の案を①の方法で再度提出することが望ましい。
- ⑥ 北海道経済産業局長及び北海道労働局長は、北海道から提出された基本計画の案を経済産業大臣及び厚生労働大臣に対して電子媒体で提出する。
- ⑦ ③又は④に関し、北海道経済産業局長及び北海道労働局長が北海道からの事情聴取等を行う場合は、可能な限り共同して行う。
- ⑧ 農村振興局長、経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ長及び厚生労働省職業安定局長は、提出された基本計画の案について確認を行うとともに、

必要に応じて、北海道経済産業局長及び北海道労働局長並びに北海道から事情を聴取する等の措置を行う。

- ⑨ 関係行政機関の長との協議を了し、主務大臣の同意が得られた基本計画の案については、農林水産大臣、経済産業大臣及び厚生労働大臣の連名により北海道知事に対して同意する旨を通知するとともに、同意を行った旨を、北海道経済産業局長及び北海道労働局長に対して通知する。

4 基本計画作成後の手続

都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととされている（法第4条第6項）。その手続は次のようを行う。

- ① 公表は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により行う。
- ② 都道府県内の各市町村に対しては、基本計画を定め、又はこれを変更した旨を伝達することが望ましい。特に、変更前の基本計画に基づいて実施計画を策定済みの市町村に対しては、基本計画の変更に伴う実施計画の変更の要否に係る助言を行うことが望ましい。

第4 実施計画

市町村が実施計画を作成し、又は変更するときは、以下の要領でこれを行うことが望ましい。なお、特段の支障がない限り、複数市町村が共同して作成しても差し支えない。

1 実施計画の記載事項

実施計画は、基本計画の内容に即するものでなければならないこととされている（法第5条第5項）。このため、実施計画の記載事項については、以下に留意して、地域の特性を活かし、その実情に応じた内容を記載することが望ましい。なお、実施計画の記載に当たっては、目標年次を記載することが望ましい。目標年次については、原則として作成した年度から5年後とすることが望ましいが、地域の実情に即してそれ以外の年度としても差し支えない。

(1) 産業導入地区の区域（法第5条第2項第1号）

基本方針1（3）における産業の立地の考え方及び第3の1（1）を踏まえた基本計画の内容に即して、産業導入地区の区域を記載するとともに、産業導入地区の区域の設定の考え方を記載する。なお、具体的な記載に当たっては、以下の項目に留意する。

① 産業導入地区の区域

産業導入地区の区域については、産業導入地区の名称、地番及び地目別面積を記

載するとともに、当該産業導入地区の地図に加え、産業導入地区内の各地番並びに地番ごとの地目及び面積の一覧を添付する。なお、面積の記載は平米単位で記載する。

また、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、都市計画及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地利用基本計画との調和を図る上で、産業導入地区ごとに、これらの計画の指定状況を記載する。この場合において、農振法に規定する農業振興地域及び農用地区域が指定されているときは、産業導入地区について、同法に規定する農用地利用計画上の用途区分ごとの面積を記載するとともに、農業振興地域及び農用地区域の範囲を示す地図を添付する。また、都市計画区域が指定されている場合においては、都市計画区域、市街化区域等の範囲を示す地図を添付する。

なお、産業導入地区の区域の設定に当たっては、以下に留意する。

- ア 周辺地域を含む地域全体の産業等の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況、周囲の企業の立地状況、市町村内で設定されている他の産業導入地区における土地利用の状況等を踏まえ、産業の立地の可能性を十分に勘案した上で産業導入地区の区域を定める。この場合において、造成済みの遊休地の活用を優先する。
- イ 市街化調整区域においては、原則として産業導入地区の区域を設定しないものとする。ただし、産業導入地区の区域の立地上やむを得ない場合には、都市計画法第12条の5に規定する地区計画を担当する都市計画部局と調整を行い、地区計画を活用すること等により産業導入地区の区域を設定することができる。
- ウ 産業導入地区の区域に自然環境保全上重要な地域が含まれる場合、自然環境への重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。また、産業導入地区的区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合には、自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第5号に規定する公園計画等との整合を取る等の導入産業が自然環境の保全に与える影響について十分な配慮を行う。この場合においては、実施計画策定時に、国立公園については環境省地方環境事務所、国定公園については都道府県の自然環境部局との間で調整を図る。

② 産業導入地区の区域の設定の考え方

地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等を図る観点から、周辺地域を含む地域全体の産業等の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況、周囲の企業の立地状況、市町村内で設定されている他の産業導入地区の区域における土地利用の状況等を踏まえて、①の区域に産業導入地区の区域を設定する考え方を記載する。

この場合において、他の産業導入地区の区域における土地利用の状況について記載するときは、過去に造成された工業団地等の活用を図るため、当該産業導入

地区の名称及び面積とともに、当該産業導入地区内で産業の導入が行われていない土地の面積及び今後の活用の見込み等を記載する。また、市町村内の全ての産業導入地区の位置を示す地図を添付する。

(2) 導入すべき産業の業種及びその規模（法第5条第2項第2号）

基本方針1(2)、第1及び第3の1(1)を踏まえた基本計画の内容に即して、導入業種及び導入すべき産業の規模を記載するとともに、業種選定の考え方を記載する。なお、具体的な記載に当たっては、以下の項目に留意して記載する。

① 導入業種

導入業種については、産業導入地区ごとに、「日本標準産業分類」の小分類を記載する。なお、導入業種の範囲を限定したい場合又は記載する分類の中に導入することが望ましくない業種が含まれる場合には、細分類等で具体的に補足して記載する。

なお、導入業種の選定に当たっては、以下に留意する。

ア 地域社会の年齢構成や男女比率等の現状、地域住民の意向、地域の労働力の特質等を十分調査した上で、地域の産業振興や就業構造の改善を進める上での課題を整理し、課題に対応できる適切な業種を選定する。この場合において、導入業種は成長性及び安定性のあるものであるとともに、農業と導入産業との均衡ある発展が図られるものとし、具体的な導入業種の選定は第1及び第3の1(1)の考え方に基づいて行う。

イ 導入業種は、基本計画に定められた導入業種の選定の考え方を踏まえて選定する。

ウ 導入業種及びその規模については、事業者からのヒアリング等を行った上で、基本計画に記載された農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針を踏まえ、市町村と事業者が産業導入地区、規模、立地スケジュール及び雇用期待従業員数について調整を了した上で記載する。

エ 導入業種には、農業用施設における農業も含まれることとされているが、農業用施設は、その用地を農用地区域から除外せず設置することが可能であることを踏まえ、農業用施設を導入するときは、農用地区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないよう検討する。

② 導入すべき産業の規模

導入すべき産業の規模については、産業導入地区及び業種ごとに、事業所数、施設用地の面積、雇用期待従業員数、年間出荷額等を記載する。なお、産業導入地区の規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合等の環境影響評価法（平成9年法律第81号）で定める対象事業となる場合には、実施計画の策定に先立って同法に従い環境に及ぼす影響についての調査検討を行うこ

ととし、その結果を踏まえて計画する。

(3) 導入される産業への農業従事者の就業の目標（法第5条第2項第3号）

基本方針の2「農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標」及び第3の1(2)を踏まえた基本計画の内容に即して、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の意向を把握し、導入される産業に目標年次までに就業する農業従事者数及び雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合を、産業導入地区及び導入業種ごとに記載する。

(4) 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標（法第5条第2項第4号）

基本方針の3「農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標」及び第3の1(3)を踏まえた基本計画の内容に即して、産業の導入と相まって目標年次までに促進すべき農業構造の改善について、農家人口、農業従事者数及び担い手の数の現状及び目標年次における見込み、農地の集積・集約化の推進、担い手の育成並びに農業経営の法人化の方向を記載する。

(5) 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項（法第5条第2項第5号）

基本方針の1(3)の記載事項及び第3の1(4)を踏まえた基本計画の内容に即して、産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用に係る調整を行った結果について、基本方針の1(3)の記載内容ごとに、地域の実情を踏まえ具体的に記載する。基本方針の1(3)才の解釈については、第3の1(4)によるものとする。また、都市計画部局等の関係部局との調整についても記載する。

(6) 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項（法第5条第3項第1号）

基本方針の4(1)「施設の整備等」及び第3の1(5)を踏まえた基本計画の記載内容に即して、導入産業の用に供する施設の整備に関する事項を地域の実情等に応じて記載する。具体的には、施設用地の整備については、目標年次までに施設用地として確保すべき土地の面積、調達の方法、用地を造成する場合の事業主体及び造成年次等を記載する。また、産業の導入の可能性を勘案した用地の取得及び造成、自然環境及び生活環境の保全、地価の安定並びに優良農地の確保等の施設用地の確保に当たっての配慮事項についても記載する。また、道路等の施設の整備については、整備の目標、事業主体及び整備年次を記載する。

(7) 労働力の需給の調整及び農業従事者の導入される産業への就業の円滑化に関する事項（法第5条第3項第2号）

基本方針の4（2）「職業紹介の充実等」及び第3の1（6）を踏まえた基本計画の内容に即して、労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関して、市町村が果たすべき役割を記載する。

（8）産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項（法第5条第3項第3号）

基本方針の4（3）「農業構造の改善」及び第3の1（7）を踏まえた基本計画の内容に即して、目標を達成するために今後実施する事業や過去5年以内に行われた事業の区分、概要等を記載する。

（9）その他必要な事項（法第5条第3項第4号）

次の事項をはじめ、基本計画に即して農村地域への産業の導入に関して必要な事項を記載することが想定される。

① 企業の撤退時のルール

産業の導入においては、企業の急な撤退等により、長期にわたり産業導入地区内の土地が利用されなくなる事態又は撤退後に残された施設が新たな企業の立地等の妨げとなる事態も想定される。

このため、市町村は、実施計画に基づき農地転用を行った後に、立地を想定していた企業がその立地を取りやめるような事態又は立地後すぐに撤退するような事態が生じないよう、1（2）①ウにより事業者の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しについて市町村と事業者との調整を了した上で産業導入地区の区域を設定すること又は1（9）②によりフォローアップを行う体制を確保することのほか、以下に留意する。

ア 企業がやむを得ず撤退することとなった場合も跡地の迅速な有効活用が可能となるよう、基本方針5（8）に基づき、市町村が撤退時のルールについて実施計画に盛り込み、企業に同意を求める取組を行うことが望ましい。

イ 企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、跡地の有効活用の方策について市町村が検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。なお、跡地を有効活用するための選択肢の一つとして、農地としての利活用を推進することも考えられる。

② 実施計画のフォローアップ

市町村は、基本方針5（9）に基づき、実施計画に係る取組の進捗状況、目標達成状況等を以下のようにフォローアップすることが望ましい。フォローアップを行うに当たっては、実施する項目、実施した結果を目標達成に活かすための具体的な体制又は方策、達成出来なかった場合の処理方針等について実施計画に記載することが望ましい。

ア 実施計画を策定又は変更した市町村は、実施計画の策定又は変更を行った翌

年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行う。計画期間を長期に設定する場合には、5年を経過した後も継続的なフォローアップを行う。産業導入地区内に遊休地がある市町村は、当該遊休地が解消するまでフォローアップを行う。

イ フォローアップを行うときは、基本方針5（9）に基づき、土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模等の概況、農業従事者の就業の状況、農業構造の改善の状況、遊休地の解消状況等を踏まえた実施計画の記載事項に係る達成の見通し、そのような見通しとなっている理由及び対応策について確認を行うとともに、企業撤退時のルールづくり、フォローアップ体制等について確認を行う。市町村による確認の結果、遊休地が発生する等の産業導入の促進が適切に進展していない場合、農業従事者の就業の目標若しくは農業構造の改善に関する目標の達成が見込まれないと認められる場合等においては、市町村はその理由又は対応策等について検討を行い、検討結果を制度運営の改善等に活用するとともに、必要と認められるときは速やかに実施計画の見直しを行う。見直しにおいては、産業導入地区の区域を縮小し、遊休地を農地として利用することも含めて検討する。

なお、目標の達成状況、検討結果等については、都道府県を通じて国に共有する。

ウ 実施計画の策定後、市町村は、目標年次を大幅に過ぎる等の実態とかい離した実施計画が長期に渡って放置されることのないよう、目標年次の年度末等の時点において、実施計画の妥当性について検討を行う。また、良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動等の産業の導入の基本となる諸条件が整う見込みがない場合、速やかに当該実施計画の廃止の手続を行う。

また、実施計画に位置付けられた産業の施設が立地していた産業導入地区的土地に、その後別の産業の施設が立地した場合、実施計画の変更を検討する。この場合において、実施計画における農業従事者の就業又は農地保有の合理化に係る目標の達成状況を検証し、新たな産業を導入産業と位置付けることにより目標達成が可能と判断される場合には、実施計画を変更して当該産業を位置付ける。一方、そのような方法による目標達成が困難と判断される場合には、産業導入地区的区域を縮小又は廃止するとともに、実施計画における目標の見直しを行う。

2 実施計画の要件

市町村の実施計画については、法第5条第4項各号に規定する実施計画の要件のいずれにも該当しなければならないこととされている。なお、要件の判断に当たっては、法第5条第4項第1号の「農村地域における農業従事者の安定した就業機会の確保に資すること」とは、地域の労働力需給の実情、農業構造の改善の進捗状況、導入業種

及びその規模等について、個別の状況に応じて弾力的に判断した上で、産業導入地区内における安定的な就業機会の確保が必要であり、雇用の質が確保されることが見込まれることに留意する。

3 他の計画との調和

実施計画は、基本計画の内容に即するとともに、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、都市計画等との調和が保たれたものでなければならないこととされている（法第4条第4項、第5条第5項）ことから、実施計画の立案部局は、実施計画を作成するときは、これらの計画等の関係部局とあらかじめ十分調整を行う。また、第3の2に記載された計画のほか、国土利用計画、土地利用基本計画等の各種の土地利用計画、集落地域整備基本方針及び関係広域市町村圏の振興整備に関する計画との調和を図ることが望ましいことから、実施計画の立案部局は、実施計画を作成するときは、これらの計画等の関係部局とあらかじめ十分調整を行うことが望ましい。特に、1（5）の事項の記載に当たっては、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の担当部局及び機関に確認を行うことが望ましい。

4 実施計画の変更

実施計画の変更については、次のように行なうことが望ましい。なお、実施計画は、将来の見通しを十分に検討し作成されるものであることから、基本計画が変更された場合のほか、やむを得ない事情がある場合を除き、当該実施計画の公表の日から1年間は行わないことが望ましい。

（1）基本計画が変更された場合

都道府県が基本計画を変更した場合は、変更前の基本計画に基づき実施計画を作成済みの市町村は、変更後の基本計画が公表された後、遅滞なく、基本計画の変更に伴う実施計画の変更の要否を検討し、必要と認めるときは、速やかに実施計画を変更する。

（2）産業導入地区の区域を拡大する場合

実施計画に位置付けられた産業の導入が完了した場合又は完了することが確実な場合であって、施設用地の不足を補うために産業導入地区の区域を拡大する必要があるときは、実施計画を変更する。なお、この場合において、農業従事者の就業及び農地保有の合理化が見込まれるかについて、特に慎重に検討する。

また、隣接地以外の土地に産業導入地区の区域を設定しようとする場合で、既存の実施計画と関連の少ない産業を導入しようとするときは、新たな実施計画を策定することも考えられる。

(3) 産業導入地区の区域を縮小又は廃止する場合

産業導入地区の区域を縮小又は廃止する場合は、地域住民の意向を十分反映するとともに、縮小又は廃止に係る土地の地権者（実施計画策定時における土地の地権者を含む。）の利害関係を十分調査する。また、次の点に留意して実施計画を変更する。

① 縮小又は廃止に係る土地に農用地区域が含まれていない場合

優良農地の確保の観点から、当該土地の形状等に照らし、農用地区域に含めることが相当であると認められるときは、農用地区域に編入する。

② 縮小又は廃止に係る土地に農用地区域が含まれている場合

変更前の実施計画において、農用地区域からの除外又は農地転用を伴う施設用地が位置付けられている場合は、当該実施計画の変更に先立って都道府県に連絡し、変更後の当該土地に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度上の取扱いに関して所要の調整を行う。

(4) 導入業種を変更する場合

実施計画に位置付けられた業種以外の業種を導入しようとする場合は、実施計画を変更する。なお、実施計画に位置付けられた施設の用に供するものとして過去に転用許可を受けた土地について、転用行為が完了する前に、情勢の変化に伴い実施計画に位置付けられた業種以外の業種に係る施設を設置することとし、過去に受けた転用許可に係る目的以外の目的に供しようとする場合には、実施計画を変更して新たな業種を位置付けた上で、あらためて転用許可を受ける必要がある。このような場合に許可を受けずに行った転用行為は、農地法（昭和27年法律第229号）第51条に基づき許可の取消し、原状回復命令等の対象となり得る。

(5) その他

実施計画については、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の土地利用計画との調整及び農地転用許可等の処分に関する調整を踏まえて定められていることに鑑み、その変更は、地域における施設用地に係る将来の見通しを十分に検討し、慎重に行う必要がある。

5 実施計画に係る協議

市町村は、実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県に協議し、同意を得なければならないこととされている（法第5条第6項）。都道府県の法の担当部局は、当該協議に応じるときは次の点に留意するものとする。

① 当該都道府県の農林、土木、都市計画、環境等の関係部局と十分な調整を行う。

この場合において、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業を導入対象業種としようとするときは、関係都道府県公安委員会に連絡し、その意見を聴く。

② 都道府県は、市町村が実施計画において定める導入業種が、基本計画に定められた導入業種の選定の考え方を踏まえたものになっていること及び基本計画に即して、実施計画に基づく産業の立地・導入により、地域の農業者の安定した就業機会が確保でき、産業の導入に伴う土地利用調整により、地域の農地保有の合理化が図られる等の農業と導入産業との均衡ある発展が図られることについて、地域の実情を踏まえ、同意を行うときに確認するものとする。

6 実施計画作成後の手続

市町村は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるとともに、都道府県を経由して主務大臣に、実施計画書の写しを送付しなければならないこととされている（法第5条第7項）。その手続は次のように行う。

（1）実施計画の公表（法第5条第7項）

市町村は、第3の4①の基本計画の公表の方法に準じて実施計画の概要の公表を行う。

（2）実施計画書の写しの送付（法第5条第7項）

- ① 市町村は、都道府県知事に実施計画書の写しを電子媒体で送付する。
- ② 都道府県知事は、地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）、経済産業局長及び都道府県労働局長に電子媒体を送付する。
- ③ 地方農政局長は、農林水産大臣に、経済産業局長は、経済産業大臣に、都道府県労働局長は、厚生労働大臣に電子媒体を送付する。
- ④ なお、送付された実施計画の内容が基本方針等に照らして適切でないと認められる場合は、主務大臣により都道府県知事を経由して指導等を行う場合がある。

7 その他

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域の区域内の一定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又はこれを変更した場合は、当該実施計画を過疎地域持続的発展市町村計画の内容の一部とすることができる（法第5条第9項）。この場合において、過疎地域持続的発展市町村計画を変更したときの総務大臣等への計画の提出義務が簡素化され、変更した旨の報告で足りることとされている（法第5条第10項）。

第5 審議会

1 審議会の設置

都道府県又は市町村は、基本計画又は実施計画の作成その他農村地域への産業の導入の促進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、審議会を置くことができるのこととされている（法第14条第1項及び第2項）。基本計画及び実施計画を策定するに当たっては、農業者その他事業者の意向、地域住民の利害関係等を十分調整することが必要であるため、審議会を活用することが望ましい。なお、各地方公共団体には現に数多くの審議会がある場合もあり、既存の審議会で法の趣旨に即して活用できるものがあれば、それを活用することも想定される。

2 審議会の構成員

審議会の構成は、関係農業団体、商工団体等の代表者、学識経験者等の本法による産業の導入及び農業構造の改善等に關係のある者を幅広く含んだものとなるよう配慮することが望ましい。

第6 連携体制等

1 国の相談窓口

産業の導入の一層の推進を図るためにには、実施計画の目標達成のための連携体制の確立が重要であることから、国は支援措置等に関する相談窓口を各地方農政局に設けることとする。

2 都道府県及び市町村の連携体制

都道府県及び市町村は、施設の整備、職業紹介の充実、農業構造の改善等の施策の推進に当たり、実施計画に記載された産業の導入、農業従事者の就業及び農業構造の改善に関する目標が円滑に達成されるよう、これらの施策を担当する部局と実施計画を推進する部局との間での十分な連絡調整を図ることが望ましい。

また、都道府県は、産業の導入を進めようとする市町村に対し、必要な情報を提供するほか、当該市町村が関係団体、試験研究機関、教育機関、他の市町村等と連携できるよう体制を整備することが望ましい。

第7 支援措置

1 税制上の優遇措置

個人が、その有する産業導入地区内の農用地等を実施計画に係る施設用地の用に供するため譲渡した場合には、他の譲渡所得の特例の適用を受ける場合を除き、当該譲渡に係る譲渡所得について800万円の特別控除が認められ、所得税を軽減することとされている（法第7条及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第34条の3）。

当該措置は、産業導入地区に立地する企業に直接譲渡した場合のほか、次に掲げる

者に農用地等を譲渡した場合においても適用することとされている（「農村地域工業導入促進法に基づく農村地域工業導入実施計画の農地転用に関する許可基準上の取扱いについて」（昭和47年8月7日付け資産税課情報No.15国税庁発遣））。

- ① 地方公共団体又は地方公共団体の出資により設置された法人
- ② 政府又は政府機関の出資により設置された法人
- ③ 農業協同組合又は農業協同組合連合会

2 金融上の優遇措置

国及び地方公共団体は、導入産業の用に供する施設で実施計画に適合するものの整備に必要な資金の確保等に努めなければならないこととされている（法第8条）。その具体的な措置として、実施計画に基づき3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う事業者は、株式会社日本政策金融公庫から当該設備を取得するために必要な資金及び長期運転資金の低利融資を受けることができることとされている。

また、地方公共団体が実施計画を達成するために行う地方債については、起債に対する適切な配慮をするものとされており（法第9条）、具体的には、地方債計画の枠内において配慮をすることとされている。

3 施設の整備

産業が円滑に農村地域に導入されるためには、産業の基盤施設が整備されることが必要であるため、国及び地方公共団体は、施設用地、道路、工業用水道及び通信運輸施設の整備の促進に努めなければならないこととされている（法第10条）。

4 職業紹介の充実等

基本方針4（2）に基づき実施計画に従って導入される産業に農業従事者が円滑に就業することを促進するため、国は、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介等必要な措置を講ずるように努めなければならないこととされ、また、国及び地方公共団体は、職業訓練の実施、職業転換給付金の支給等の必要な措置を講ずるように努めなければならないこととされている（法第11条）。

5 農業構造改善の促進

実施計画で定める農業構造の改善を促進するため、国及び地方公共団体は、農業生産の基盤の整備及び開発、農業経営の近代化のための施設の整備等の事業の推進に努めなければならないこととされている（法第12条）。

6 農地法等による処分についての配慮

国又は都道府県は、土地を実施計画で定める用途に供するため農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該実施計画で定める農村地域

への産業の導入が促進されるよう配慮するものとされている（法第13条）。

第8 その他

1 旧農工法に基づき作成された基本計画及び実施計画に係る運用

旧農工法（農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号。以下「農工法改正法」という。）による改正前の法をいう。以下同じ。）に基づき作成された基本計画と実施計画は、引き続き、法に基づいて作成された計画とみなすこととされている（農工法改正法附則第2条）。一方、目標年次を超えている計画や既存の業種の見直しが必要な場合には、計画の変更手続が必要となる。

2 分権一括法の施行前に作成された基本計画に係る運用

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）による改正前の法に基づき作成された基本計画については、遅滞なく変更することが望ましい。

3 都道府県実施計画の取扱い

農工法改正法の施行に伴い、都道府県が策定する実施計画（以下「都道府県実施計画」という。）が廃止されることにより、今後、都道府県が実施計画の策定主体となることがなくなるのみならず、現在の都道府県実施計画は、その効力を失うことになる。

一方、改正法施行前に行われた農地転用許可等の既に法律関係が確定しているものについては、改正法施行後も、その効力は失われることはない。

また、都道府県実施計画に基づき整備した施設を拡大するために本法を適用しようとする場合には、拡大する区域について、市町村が新たな実施計画を作成することが必要となる。

附 則

この通知は、令和5年9月20日から施行する。